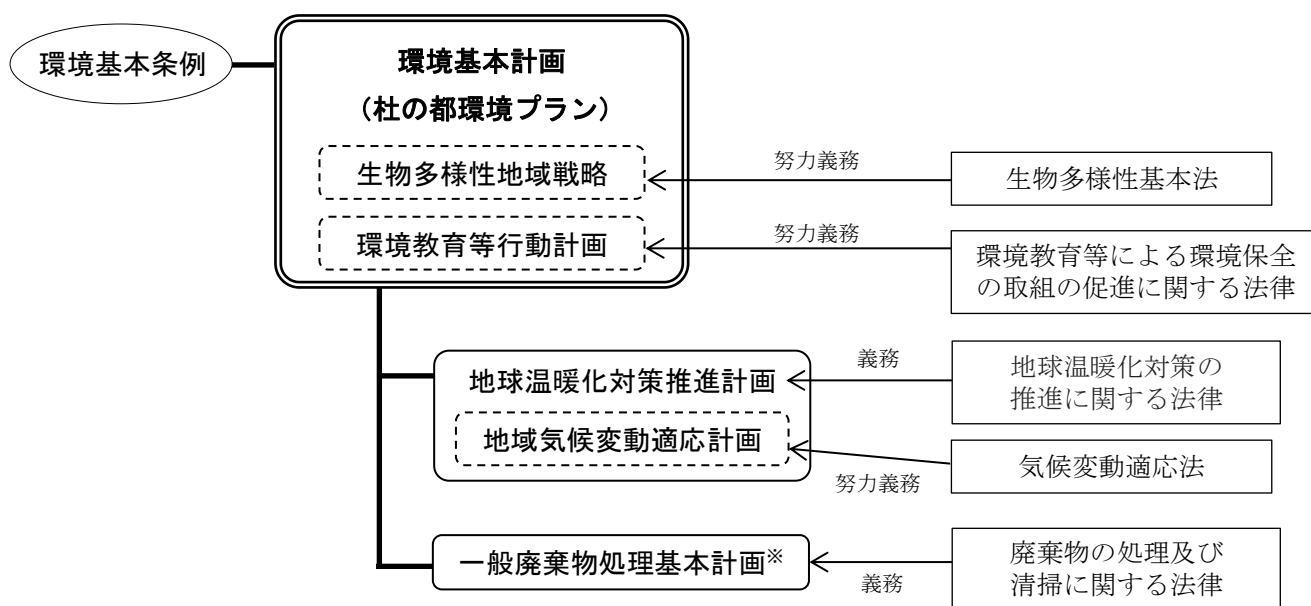


「杜の都環境プラン」等の改定について

1 位置づけ

- 「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」は、仙台市環境基本条例第8条に基づき、本市の環境の保全及び創造に関わる施策の基本的な方向を定めるもの。
なお、仙台市議会の議決事件に関する条例第2条に基づき、仙台市基本計画と並び、策定には議会の議決を要する。
- 各法令の規定により、策定が義務付けられている「地球温暖化対策推進計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」については、環境プランの個別計画として位置付ける。
また、策定が努力義務とされている「生物多様性地域戦略」及び「環境教育等行動計画」については、現行の計画と同様に、環境プランに内包する。



※一般廃棄物処理基本計画の改定については、廃棄物対策審議会へ諮問予定

2 計画の期間

- 「杜の都環境プラン」及び「地球温暖化対策推進計画」の計画期間は、令和3年度（2021年度）～12年度（2030年度）までの10年間とする。